

石川県立美術館 画像貸出に関する要項

ご申請の前に

- 1) 当館からの画像提供は、寄託作品を含め全作品について、原則ポジフィルムの貸出です。
ただし浮世絵（久世コレクション）については、データでの貸出となります。
- 2) 画像の提供には、必要書類到着後およそ1週間～10日間の時間が必要です。
- 3) 寄託品や、著作権が保護されている作品画像を使用する場合には、所蔵者や著作権者の書面による許可が必要です。所蔵者や著作権者不明の場合、ご相談ください。
※所蔵者や著作権者の意向により、掲載が制限される場合があります。
- 4) 特別な場合を除き、料金は以下のようになります。
印刷物等への静止画掲載 1カットにつき3, 200円（※2019年10月現在）
動画（テレビ等）に使用 1カットにつき6, 400円（※2019年10月現在）

雑誌や書籍等のインターネット公開（広告も含む）やオンデマンド放送、再放送については別途料金が必要です。いずれも初めの申請から1年間につき1回分のご料金をいただきます。二次使用や、1年以上にわたる公開を予定している場合、必ず再度ご申請ください。

使用に際する注意点

- 1) 掲載写真には「石川県立美術館蔵」と明記してください（寄託作品は除く）。
 - 2) 作品のトリミングや変形を行う場合、必ず先にその旨をご相談ください。
 - 3) 成果物を1部（部数が極端に少ない場合抜刷も可）提出してください。
 - 4) 写真原板に損傷を与えた場合はその損害を弁償していただきます。
 - 5) 原則として申請後のキャンセルは承ることができません。
 - 6) 画像利用後は、速やかにポジフィルムをご返却ください。
- 上記事項に違反した際には許可の取りやめや、以後申請を受け付けないことがあります。

必要書類

- 1) 特別観覧許可申請書
- 2) 雑誌・書籍または番組等の企画書
- 3) 希望する画像の情報（作品名、作家名、図版コピーなど）
- 4) 写真送付が必要な場合、520円分の切手または着払い宅急便伝票
写真送付が必要でない場合、返送用封筒（三折A4書類が入る定型封筒に、84円切手を貼付）
- 5) 該当する場合、著作権者もしくは所蔵者の承諾書のコピー
- 6) 該当する場合、使用料減免申請書

※1、6は当館ホームページの「ご利用案内」「施設／画像利用」よりダウンロードしてください。

石川県立美術館特別観覧許可申請書

申請の日時 令和 年 月 日

石川県立美術館長 殿

住所 団体名、代表者名（肩書も含め）、電話番号を記入してください。研究者等個人の方は所属と個人名、電話番号で結構です。申請者名を請求書の宛名とします。電話番号 必ず社判等の公印を捺してください。

特別観覧の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 作品名

作家名、作品名を記入してください。足りない場合は様式を変更せず、別紙を添付してください。

作品数とカット数を記入してください。点数 計 点（カット）

2 目的

使用する媒体名と使用開始（発行、放映、公開）予定の年月日を記入してください。

3 区分

静止画使用の場合A欄、動画で使用する場合はB欄にカット数を記入してください。

写真原板使用	出版物等への掲載を目的とする場合	A 枚
	その他の場合	枚
写真撮影	出版物等への掲載を目的とする場合	点
	スライド作成を目的とする場合	点
	その他の場合	点
映画撮影		点
テレビジョン撮影		B 点
模写		日 点
模造		日 点
熟覧		日 C 点
計		枚 点

4 日時 年 月 日 時 分から 以下は空欄のままで結構です。
時 分まで 時間 分

備考

- 1 目的の内容については、具体的に掲載図書名、判型、編著者、発行者、発行予定日、撮影者等を明記してください。
- 2 特別観覧料については、別に定めるところにより、納入してください。
- 3 1点とは撮影の際、一方向3シャッターまで撮ることをいい、掲載においては、原板又は焼付1枚を1回用いることをいいます。
- 4 作品の所有権、著作権又は写真原板の著作権が当館の他にあるものについては、それぞれ当該所有者又は著作権者の許可書を添付してください。

「承諾書」について

寄託作品、または著作権の保護期間中にある作品画像を使用する場合、所蔵者や著作権者の書面による許可が必要です。申請前に承諾書を準備し、「特別観覧許可申請書」と同時に、「承諾書」のコピーをご提出ください（原本は保管してください）。

書式は任意ですが、下記事項が満たされている必要があります。

- 1) 申請者名（特別観覧許可申請書の申請者と同じ団体名、代表者名）
- 2) 承諾を受けたい作品名
- 3) 上記作品の作者名
- 4) 画像を使用する媒体の名称および画像利用（発行、放映、公開）開始予定年月日
- 5) 所蔵者または著作権者（継承者）の署名および捺印

許可書と納付書の送付

必要書類が揃いしだい、美術館から「特別観覧許可書」と「納入通知書」を送付します。

特別観覧料（画像使用料のこと）には納付書を用い、銀行にてお振り込みください。

申請後のキャンセルはできません。

写真の送付

写真データは基本的に写真原板（ポジフィルム）での貸出となります。

特に指定がない場合、郵便局のレターパックプラスで送付します。特定の宅配業者による着払いをご希望の方は、伝票を同封するか、着払い希望と申請の際にお伝えください。

使用料減免について

国および地方公共団体等が教育、学術、文化に係る事業のために利用する申請などに関しては、当館での審議のうえ利用料が減免される場合があります。

「使用料減免申請書」の記入方法

上記「特別観覧許可申請書」と同じ日時、申請者名をご記入ください。その他は空欄で結構です。

熟覧・撮影に関して

当館（076-231-7580）へお電話をいただくか、またはisihibi@pref.isikawa.lg.jpまで、目的と作品名をお知らせください。申請書については、C欄および熟覧（撮影）予定日時の欄に記入してください。

お問い合わせ先 学芸第一課 村上尚子 Mail（代表） ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

TEL 076-231-7580 / FAX 076-224-9550